

# 学校法人 京都市育英館 役員及び評議員の報酬及び費用支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人京都市育英館（以下「法人」という。）の役員報酬及び費用支給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬の支給)

第2条 法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬は、通勤手当を除き支給しない。ただし、理事長はこの限りではない。

## (通勤手当)

第3条 通勤手当の額は、法人の職員の例による。

## (費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、その費用を支給するものとする。

2 日当として、1日 20,000 円を支給する。

3 交通費の支給額は、法人の職員の例による。

## (重複支給の禁止)

第5条 役員が法人の教職員を兼ねる場合は、役員としての報酬その他の給付は支給しない。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。